<対策のポイント>

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

- ○生乳の生産量(745万トン[平成25年度]→750万トン[平成37年度まで])
- ○牛肉の生産量(51万トン「平成25年度]→52万トン「平成37年度まで])等

く事業の全体像>

○ 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。

酪農経営対策

加工原料乳生產者補給金等 所要額 36,292 (36,292) 百万円

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳)を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構(ALIC)を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付します。

事業実施主体 (独) 農畜産業振興機構、対象事業者

加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳 (脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳) の取引価格が補塡基準価格 (全国の直近3年間の平均取引価格)を下回った場合に、生産者に補塡金 (差額の8割)を交付します。

事業実施主体 (独)農畜産業振興機構、対象事業者

肉用牛繁殖·肥育経営対策

肉用子牛生産者補給金 所要額 19,944(19,944)百万円 肉用牛繁殖経営支援事業 所要額 17,584(17,584)百万円

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子 牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

事業実施主体 (独)農

(独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)所要額 86,942 (97,726) 百万円

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補塡金として交付します。 (一部の県において地域算定を実施します。)

事業実施主体

(独) 農畜産業振興機構、民間団体、肥育牛生産者

養豚経営対策

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)所要額 9,966 (9,966) 百万円

四半期毎に粗収益と生産コストを算定(注)し、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補塡金として交付します。

(注) 四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

事業実施主体 (独)農畜産業振興機構、肉豚生産者

採卵養鶏経営対策

鶏卵生産者経営安定対策事業 4,862(4,862)百万円

鶏卵の取引価格が補塡基準価格を下回った場合に差額の9割を補塡するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

事業実施主体 民間

民間団体等

※「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく農林水産分野における対策に係る経費については、協定発効に向けた関係国における国内手続の動向も踏まえつつ、予算編成過程で検討。

【平成31年度予算概算要求額(所要額)36,292(36,292)百万円】

く対策のポイント>

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳)について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補塡を行います。

<政策目標>

生乳の生産量(745万トン[平成25年度]→750万トン[平成37年度まで])

く事業の内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

加工原料乳生産者補給金等

(所要額) 36,292 (36,292) 百万円

○ 畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補塡

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続

○ 加工原料乳の取引価格が補塡基準価格(過去3年間の取引価格の平均) を下回った場合に、生産者に補塡金(低落分の8割)を交付する事業を引き 続き実施します。

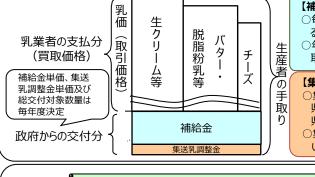
<事業の流れ>



く事業イメージ>

加丁原料乳牛產者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。 加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。



【補給金の要件】

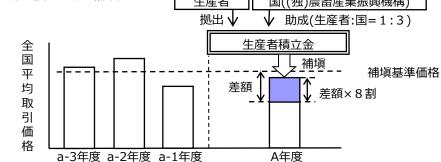
- ○毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- ○年間を通じた用途別の需要に基づく安定 取引という要件を満たすこと

【集送乳調整金の要件】

- ○集送乳経費がかさむ地域を含む都道府 県単位以上(一又は二以上の都道府 県)の区域内で集乳を拒否しない
- ○集送乳経費の算定方法等を基準に従 い規定

加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補塡。 生産者 国((独)農畜産業振興機構)



「お問い合わせ先〕生産局牛乳乳製品課(03-3502-5987)

23-2 畜産・酪農の経営安定対策のうち

肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策【平成31年度予算概算要求額(所要額)124,470(135,254)百万円】

く対策のポイント>

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<政策目標>

牛肉の生産量(51万トン[平成25年度]→52万トン[平成37年度まで])

く事業の内容>

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生產者補給金 (所要額) 19,944(19,944)百万円 肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額) 17,584(17,584)百万円

○ 肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

2. 肉用肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)

(所要額)86,942(97,726)百万円

交付

積立金

県団体

○ 粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補 塡金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

<事業の流れ>

(1の事業)

①肉用子牛生產者補給金・肉用

牛繁殖経営支援事業
交付

国 **(1)**

②肉用子牛生産者補給金のうち 合理化目標価格を下回った場合

積立金

ALIC

(2の事業)

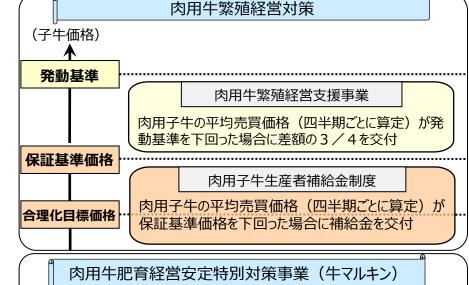
国 ALIC 県団体 _{補填金}

生産者

生産者

積立金 ALIC: 生産者=3:1

く事業イメージ>



[お問い合わせ先] (1の事業) 生産局食肉鶏卵課(03-3502-5989) (2の事業) 生産局畜産企画課(03-3502-5979)

23 - 3畜産・酪農の経営安定対策のうち

【平成31年度予算概算要求額 養豚(所要額):9,966(9,966)百万円

採卵養鶏

: 4,862(4,862)百万円]

補塡基準価格

安定基準価格

30日後※

※安定基準価格を 上回る日の前日まで

に、食鳥処理場に予

約されている場合

養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

<対策のポイント>

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

く政策目標>

- ○豚肉の生産量(131万トン「平成25年度]→131万トン「平成37年度まで])
- ○鶏卵の生産量(252万トン「平成25年度]→241万トン「平成37年度まで])

く事業の内容>

1. 養豚経営安定のための支援

(所要額) 9,966 (9,966) 百万円 養豚経営安定対策事業(豚マルキン)

- 粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補 塡金として交付します。
- 2. 採卵養鶏経営安定のための支援

玉

玉

- 鶏卵生産者経営安定対策事業 4,862 (4,862) 百万円
- 鶏卵の取引価格が補塡基準価格を下回った場合に差額の9割を補塡するとともに、 取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当 たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

<事業の流れ>



(2の事業)

積立金 国:生産者=1:3 積立金 民間団体等 生産者 補塡金 協力金 国:生産者=3:1 協力金

奨励金

民間団体等 生産者

「お問い合わせ先】 (1の事業) 生産局畜産企画課(03-3502-5979) (2の事業) 生産局食肉鶏卵課(03-3502-5989)

奨励金の対象となる成鶏の出荷

30日前

差額の9割を補塡

